

単体情報

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項(バーゼルⅢ国内基準)>

単体自己資本比率(別紙様式第11号)

(単位:百万円、%)

項目	2020年 3月31日	2019年 3月31日
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	30,840	30,264
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759	13,759
うち、利益剰余金の額	17,524	17,022
うち、自己株式の額(△)	290	365
うち、社外流出予定期額(△)	153	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	173	202
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	864	852
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	864	852
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	494	657
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	32,372	31,977
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	112	38
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	112	38
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	328	322
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	441	361
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	31,930	31,616
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	426,079	412,394
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	318	361
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	318	361
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	17,371	17,850
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	443,450	430,245
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	7.20	7.34

連 結 情 報

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項 (バーゼルⅢ国内基準)>

連結自己資本比率 (別紙様式第12号)

(単位:百万円、%)

項目	2020年 3月31日	2019年 3月31日
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,458	31,774
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,779	13,779
うち、利益剰余金の額	19,124	18,514
うち、自己株式の額(△)	290	365
うち、社外流出予定期額(△)	155	154
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△151	△78
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△151	△78
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	173	202
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	909	900
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	909	900
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	494	657
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	957	1,131
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,840	34,589
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	115	42
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	115	42
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	192	274
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	308	317
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(八)	34,532	34,271
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	438,040	423,897
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	318	361
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	318	361
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	18,358	18,812
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	456,399	442,709
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((八)/(二))	7.56	7.74

連結・単体情報

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定性的な開示事項>

1. 連結の範囲に関する事項 (第12条第3項第1号)

イ 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

□ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社です。

名 称	主要な業務の内容
筑銀ビジネスサービス株式会社	事務受託業
株式会社ちくぎん地域経済研究所	経済調査等
ちくぎんリース株式会社	リース業
筑邦信用保証株式会社	保証業
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	コンピュータ関連業

ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、連結グループ内において自己資本にかかる支援等は行っておりません。

2. 自己資本調達手段の概要 (第10条第3項第1号、第12条第3項第2号)

当行における自己資本調達手段は、以下のとおりです。

自己資本調達手段

(2019年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式 (6百万株)	完全議決権株式 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：単体 13,394百万円 連結 13,414百万円

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

(2020年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式 (6百万株)	完全議決権株式 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：単体 13,469百万円 連結 13,489百万円

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 (第10条第3項第2号、第12条第3項第3号)

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の指標等を採用しております。

(2019年3月末)

・自己資本比率

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では7.34% (2018年3月末比△0.22%)、連結では7.74% (同△0.26%) となり、国内基準の4%を上回っております。

(2020年3月末)

・自己資本比率

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では7.20% (2019年3月末比△0.14%)、連結では7.56% (同△0.18%) となり、国内基準の4%を上回っております。

4. 信用リスクに関する事項 (第10条第3項第3号、第12条第3項第4号)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスクとは)

お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

(信用リスク管理の基本方針)

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指しております。また、「信用格付」・「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

(貸倒引当金の計上基準)

予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおりに計上しております。

① 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及び法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻の状態に陥っている先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

② 現在は経営破綻の状況はないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額（過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づく額）を貸倒引当金として計上しております。

③ ①・②以外の債権については、債務者区分毎に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、銀行単体と同様の方針、手続きに基づいて引当を行っております。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも、複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、以下の3社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）

なお、エクススポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第4号、第12条第3項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では、自己資本比率の算出において、金融庁告示第19号第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

（方針および手続き）

エクススポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金、日本国政府または我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証および適格保証人等の要件を充たすものが主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

「簡便手法」とは、取引相手のリスク・ウェイトを担保されている部分について担保資産のリスク・ウェイト等に置き換える手法をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第5号、第12条第3項第6号）

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンライン取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引については、資金運用本部資金証券グループで日々のポジション管理を行い、必要に応じて担当役員等へ報告しております。

なお、当行では派生商品取引にかかる保全や引当の算定は行っておりません。

また、長期決済期間取引は、該当ありません。

連結子会社の派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要については、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

7. 証券化エクススポージャーに関する事項（第10条第3項第6号、第12条第3項第7号）

イ リスク管理方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行は、有価証券投資の一環として証券化取引に関与しておりますが、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターおよびサービス等としての関与はありません。

連結子会社は、証券化取引を行っておりません。

（リスク管理方針）

当行は、当該証券投資に当たって証券化商品の仕組みを適切に評価し、当該証券化エクスஸожャーの信用リスクおよび価格変動リスク等を把握するとともに、適格格付機関より付与された格付を基に限度を設定のうえ投資を行っております。

（リスク特性）

当行が保有する証券化商品は、基となる原資産のポートフォリオとは異なるリスク・リターン構造を有しているほか、信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等を有しています。証券化商品は市場環境の変化等により、一般的な債券等に比べて大幅な価格変動リスクに晒されることがあります。

□ 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

（体制の整備）

当行における証券化取引に関する体制については、証券化商品のエクスஸожャーやその裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために、当該キャッシュ・フローの把握等により時価の把握に努めるとともに、格付の動向を定期的に把握し、信用リスク等の動向を管理する体制を整備しています。

（運用状況の概要）

当該証券投資の運用については、有価証券投資の一環として行っております。運用商品の状況については、毎営業日ごとに時価把握を行うとともに、格付の見直しや時価の大きな下落等があった場合には運用方針等の見直しを行うなど適切なリスク管理を行っています。

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はありません。

ニ 証券化エクスஸожャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスஸожャーの信用リスク・アセットの額の算出には「標準的手法準拠方式」を使用しております。

- ホ 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称**
該当事項はありません。
- ヘ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートの保有状況**
該当事項はありません。
- ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称**
該当事項はありません。
- チ 証券化取引に関する会計方針**
証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等に基づいております。
- リ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**
証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定については、以下の5社を採用しています。
 ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
 ・株式会社日本格付研究所（JCR）
 ・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
 ・S&Pグローバル・レーティング
 ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合のその概要**
該当事項はありません。
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合のその内容**
該当事項はありません。
- 8. マーケット・リスクに関する事項（第10条第3項第7号、第12条第3項第8号）**
当行および連結子会社では、自己資本比率の算出において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。
- 9. オペレーション・リスクに関する事項（第10条第3項第8号、第12条第3項第9号）**
- イ リスク管理の方針及び手続きの概要**
オペレーション・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。
当行では、オペレーション・リスクについては、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク（災害リスク）、風評リスク、法務リスク、その他のオペレーション・リスク等の幅広いリスクと考え、各リスク管理の規程・マニュアル等を定め、リスクの適切な把握、管理を行うとともに管理手法・管理態勢の整備強化に取り組んでおります。
- 事務リスク
事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生したり、また、お客さまとのトラブル等に起因して信用低下等が生じるリスクをいいます。
当行では、「事務リスク管理規程」等を定め、事務全般に関するリスクを適正・的確に把握することにより適切なリスク管理を実施し、事務の正確性を堅持する態勢を構築しております。
- システムリスク
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステム不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。
当行では、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー（情報資産保護の基本方針）」等を定め、システムの安全稼動やシステムに関する情報資産の保護・安全な利用に向け、管理態勢の強化に取り組んでおります。
- 人的リスク
人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等により損失を被るリスクをいいます。
当行では、「人的リスク管理規程」を定め、人的リスクを把握・評価・コントロールし、健全な就労状況および職場環境を維持する態勢を構築しております。
- 有形資産リスク（災害リスク）
有形資産リスクとは、自然災害や外部要因または役職員の過失による土地・建物・什器備品（オンライン機器を除く）等の有形資産の損傷等により損失を被るリスクをいいます。
当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、リスクの所在・規模・性質を的確に把握し、コントロール・削減等の適切な対応を行う態勢を整備しています。
- 風評リスク
風評リスクとは、当行に対する報道、記事、噂などにより、当行の評判・信用が著しく低下し、当行の経営上重大な影響を及ぼす（顧客・利益・競争力を喪失する）又は経営危機につながる恐れのあるリスクをいいます。
当行では、「風評リスク管理規程」を定め、日頃から監視・収集すべき風評情報および担当部署を明確にし、当行の評判・信用低下の防止に努めております。
- 法務リスク
法務リスクとは、業務の決定、執行、契約の締結等において、法律関係に不確実性、不備があることにより信用の毀損または損失を被るリスク、及びコンプライアンスの欠如や不徹底により信用の毀損または損失を被るリスクをいいます。
当行では、「法務リスク管理規程」を定め、法務リスクを的確に把握・評価し、重要な事項等について外部専門家の活用によりコントロール・削減する態勢を構築しております。
- その他のオペレーション・リスク
上記以外のリスクをいいます。例えば、業務の外部委託により、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部委託リスクなど。
連結子会社のオペレーション・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

□ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行および連結子会社の自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。
「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

10. 出資等又は株式等エクスポートナーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第9号、第12条第3項第10号）

当行では、「市場リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全性・適切性を確保し、安定的な収益の確保を目指す」という市場リスクの基本方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待收益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、半期毎の運用枠を決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準99.9%、保有期間6ヶ月（120日）として計測し、毎月、取締役会に報告しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

連結子会社の保有する株式は銀行単体に比べて極めて少額であることから、連結ベースでの価格変動リスクの計量化は行っておりません。

Var（バリュー・アット・リスク）とは、保有ポートフォリオが、市場の不利な変動により、一定確率のもとで、一定期間後に被る最大予想損失額をいいます。

11. 金利リスクに関する事項（第10条第3項第10号、第12条第3項第11号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（リスク管理の方針）

銀行の運用・調達手段の多様化ならびにデリバティブなどの金融技術の発展に伴い、金利変動が銀行の収益におよぼす影響はますます大きくなっています。

当行は、このような直接収益に係わる金利リスクをはじめとする市場リスクを適切にコントロールし、安定的な収益を確保することを基本方針としております。

現在、当行では預金、貸出金、有価証券等のリスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ペーシス・ポイント・バリュー）を活用しております。BPV（ペーシス・ポイント・バリュー）とは、金利水準が1ペースポイント（1BP=0.01%）変動したときに保有ポートフォリオに生じる時価変化額をいいます。リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ペーシス・ポイント・バリュー）などを用いたリスク分析によって計量化し、期待するリターンや当行の経営体力に見合うようコントロールする態勢の整備に取り組んでおります。

金利リスクについては、銀行勘定の金利リスク（Interest Rate Risk in the Banking Book）規制に対応し、△EVE（経済価値ベースの金利リスク量）及び△NII（期間収益ベースの金利リスク量）を計測しております。

（手続きの概要）

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、ALM（Asset Liability Management）に関する常務会を定期的に開催し、資産・負債の総合管理態勢を整備するとともにリスク管理態勢の高度化を図っております。

毎月開催するALMに関する常務会において、経済や金融環境の予測を行い、資産・負債の量や利回り、期間などを分析し、各種リスクへの適切な対応策を協議した取組方針を取締役会へ報告するなど、最適な資産・負債構造の構築に努めております。なお、△EVE及び△NIIについても毎月計測し、ALMに関する常務会に報告しております。また、ヘッジ等による金利リスクの削減は実施しておりません。

連結子会社においては、金利リスクを抑制することを基本方針としており、当行の管理部署により適切に管理しております。

□ 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 | 2.847 年 |
| 2. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 | 10,000 年 |
| 3. 流動性預金への満期の割当方法 | |

流動性預金への満期の割当については、コア預金内部モデルを使用しております。コア預金の対象は、当座預金、普通預金としております。内部モデルは、時系列モデルを採用しており、説明変数として市場金利を用いた多変量自己回帰モデルとなっております。コア預金を算出するため求められる安定性については、過去の追随率、及び過去の流出実績に基づく信頼区間99%の下方ストレスを掛けたものを採用しております。

4. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済についての行動オプション性の考慮にあたっては、保守的な前提に基づく方法（早期解約率3%）を採用しております。
定期預金の早期解約についての行動オプション性の考慮にあたっても、保守的な前提に基づく方法（早期解約率34%）を採用しております。

5. 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨毎、シナリオ毎にショックを与えて、損失が出る場合の最も大きな損失を△EVE及び△NIIとして採用し、△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを単純合算しております。

6. スプレッドに関する前提

金利リスクの算定にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドを考慮しておりません。リスクフリーレートに対し、IRRBBが指定した6シナリオ（△NIIについては2シナリオ）の金利ショックを与えて△EVE及び△NIIを算出しております。

7. 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

上記のほか、内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提は該当ありません。

8. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEについては、有価証券（ファンド）の残高増加及びコア預金に割り当てられた金利改定の平均満期の短期化により、△EVEが最大となる金利ショックが下方パラレルシフトからスティープ化に変動し、△EVEは増加しました。

△NIIについては、前事業年度末の開示対象でないため、該当ありません。

9. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

国内基準線における重要性テスト（自己資本の額の20%基準）を大きく下回っており、金利リスクには懸念ないものと認識しております。

単体情報

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号）

- イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
　　信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	8	8
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	18	9
9. 我が国の政府関係機関向け	139	107
10. 地方三公社向け	12	11
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	79	83
12. 法人等向け	7,347	7,496
13. 中小企業等及び個人向け	3,376	3,403
14. 抵当権付住宅口一元	452	450
15. 不動産取得等事業向け	3,176	3,073
16. 三月以上延滞等	5	7
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	154	168
19. 株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	984	999
(うち出資等のエクスポートージャー)	984	999
(うち重要な出資のエクスポートージャー)	—	—
21. 上記以外	367	351
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー)	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー)	119	101
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートージャー)	—	—
(うち右記以外のエクスポートージャー)	248	250
22. 証券化	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—
23. 再証券化	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	280	780
(うちルック・スル一方式)	280	780
(うちマニデート方式)	0	0
(うち蓋然性方式250%)	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—
(うちフルバッカ方式)	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	12
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
合計	16,418	16,963

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポートージャーおよび引当割合勘定前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポートージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	21	26
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	53	48
9. 買戻条件付資産売却又は求償權付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償權付資産売却等(控除前) 控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 カレンツ・エクスポート・ジャーワ式	0	1
派生商品取引 外為関連取引 金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他の中モディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パートナー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	0	1
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポート・ジャーワ式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポート・ジャーワに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポート・ジャーワ 合計	76	77

CVAリスク、中央清算機関連エクスポート・ジャーワ

(単位：百万円)

C V A リ ス ク 中 央 清 算 機 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
	1	2

ホ オペレーションリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーションリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーションリスクに対する所要自己資本の額 うち基礎的手法 うち粗利益配分手法 うち先進的計測手法	2018年度	2019年度
	714	694
	714	694
	—	—
	—	—

ヘ 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

単体総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	2018年度	2019年度
	17,209	17,738

信用リスクに関する次に掲げる事項（第10条第4項第2号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクspoージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクspoージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクspoージャー期末残高								3月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
国 内 計	764,468	717,118	497,309	511,721	158,010	100,277	69	114	285	
国 外 計	6,417	5,714	—	—	6,413	5,710	—	—	—	
地 域 別 合 計	770,886	722,832	497,309	511,721	164,423	105,988	69	114	285	
製 造 業	56,850	52,729	39,132	38,404	12,018	9,808	—	—	80	
農 業、林 業	1,671	1,700	1,671	1,699	—	—	—	—	—	
漁 業	109	132	89	118	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	911	910	898	884	—	—	—	—	—	
建 設 業	53,272	53,087	51,237	51,511	1,602	1,201	—	—	20	
電気・ガス・熱供給・水道業	11,942	12,121	8,933	8,960	2,104	2,099	—	—	—	
情 報 通 信 業	3,254	2,603	1,837	1,681	901	400	—	—	—	
運 輸 業、郵便業	26,668	25,116	20,594	20,118	5,215	3,952	—	—	—	
卸 完 業、小 完 業	49,372	48,530	47,290	46,965	907	602	—	—	97	
金 融 業、保 険 業	118,129	104,760	8,730	9,335	45,360	36,891	65	94	—	
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	136,534	137,470	122,321	122,036	2,267	1,153	—	—	18	
各 種 サ ー ビ ス 業	83,073	86,624	82,330	85,974	—	150	—	—	31	
国・地方公共団体	114,214	79,466	17,090	25,959	94,045	49,730	—	—	—	
個 人	95,723	98,617	95,150	98,071	—	—	—	—	36	
そ の 他	19,158	18,960	—	—	—	—	4	20	—	
業 種 別 合 計	770,886	722,832	497,309	511,721	164,423	105,988	69	114	285	
1 年 以 下	210,750	205,256	134,174	139,560	14,303	8,065	4	74	13	
1 年 超 3 年 以 下	61,590	68,982	35,301	40,037	26,232	28,921	56	24	6	
3 年 超 5 年 以 下	121,638	71,433	52,208	47,265	69,421	24,152	8	15	1	
5 年 超 7 年 以 下	46,257	42,941	32,804	30,394	13,452	12,546	—	—	2	
7 年 超 10 年 以 下	65,070	68,840	56,468	65,207	8,601	3,632	—	—	23	
10 年 超	218,428	217,687	186,017	189,016	32,410	28,670	—	—	42	
期間の定めのないもの	47,150	47,690	333	238	—	—	—	—	193	
残 存 期 間 別 合 計	770,886	722,832	497,309	511,721	164,423	105,988	69	114	285	
									208	

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	2018年度	884	834	884	834
	2019年度	834	843	834	843
個 別 貸 倒 引 当 金	2018年度	960	912	960	912
	2019年度	912	939	912	939
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
合 計	2018年度	1,844	1,747	1,844	1,747
	2019年度	1,747	1,782	1,747	1,782

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内 計	884	834	834	843	884	834	834	843
国 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	884	834	834	843	884	834	834	843
製 造 業	94	107	107	114	94	107	107	114
農 業、林 業	1	3	3	4	1	3	3	4
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	2	2	1	2	2	2
建 設 業	78	104	104	109	78	104	104	109
電気・ガス・熱供給・水道業	8	10	10	11	8	10	10	11
情 報 通 信 業	2	2	2	2	2	2	2	2
運 輸 業、郵 便 業	25	28	28	29	25	28	28	29
卸 売 業、小 売 業	274	83	83	88	274	83	83	88
金 融 業、保 険 業	10	13	13	15	10	13	13	15
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	191	222	222	198	191	222	222	198
各 種 サ ー ビ ス 業	100	135	135	140	100	135	135	140
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	95	120	120	126	95	120	120	126
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	884	834	834	843	884	834	834	843

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内 計	960	912	912	939	960	912	912	939
国 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	960	912	912	939	960	912	912	939
製 造 業	209	205	205	166	209	205	205	166
農 業、林 業	100	0	0	—	100	0	0	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	165	170	170	166	165	170	170	166
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5	5	5	8	5	5	5	8
卸 売 業、小 売 業	119	165	165	138	119	165	165	138
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	75	91	91	109	75	91	91	109
各 種 サ ー ビ ス 業	242	240	240	310	242	240	240	310
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	22	16	16	18	22	16	16	18
そ の 他	18	17	17	20	18	17	17	20
業 種 別 合 計	960	912	912	939	960	912	912	939

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	2018年度	2019年度
製 造 業	291	473
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	181	111
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	19
運 輸 業、郵 便 業	2	2
卸 売 業、小 売 業	426	71
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	76	—
各 種 サ ー ビ ス 業	128	62
国・地方公共団体	—	—
個 人	48	3
そ の 他	—	—
業 種 別 合 計	1,155	744

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートジャヤーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャヤーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポートジャヤー

(単位：百万円)

	エクスポートジャヤー額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	211,291	—	169,686
10%	—	78,215	—	71,429
20%	11,715	13,701	10,247	13,841
35%	—	32,304	—	32,146
50%	28,987	1,085	27,326	1,091
75%	—	112,122	—	113,102
100%	5,139	276,408	4,174	279,900
150%	—	32	—	52
250%	—	166	—	42
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	45,843	725,328	41,748	681,293

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポートジャヤー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポートジャヤーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。

2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤーは、格付無しに含めて記載しております。

3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポートジャヤーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー	
	2018年度	2019年度
現 金 及 び 自 行 預 金	9,775	9,809
金	—	—
適 格 格 債 券	—	—
適 格 株 式	—	—
適 格 投 資 信 託	—	—
格 金 融 資 產 担 保 合 計	9,775	9,809
適 格 保 証	2,215	1,898
適 格 ク レ ジ ィ ツ ド ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
適 格 保 証、適 格 ク レ ジ ィ ツ ド ・ デ リ バ テ ィ ブ 合 計	2,215	1,898

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スマップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポートジャヤー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

グロス再構築コストの額の合計額	2018年度	2019年度
—	25	77

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2018年度	2019年度
派 生 商 品 取 引	59	104
外 国 为 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	24	24
金 利 関 連 取 引	34	80
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引（金 関 連 取 引 を 除 く。）	—	—
そ の 他 の コ モ デ イ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ィ ツ ド ・ デ リ バ テ ィ ブ	10	10
合 計	69	114

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	2018年度	2019年度
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	69	114
差	—	—

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

派 生 商 品 取 引	与信相当額	
	2018年度	2019年度
外 国 為 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	59	104
金 利 関 連 取 引	24	24
株 式 関 連 取 引	34	80
貴 金 属 関 連 取 引 (金 関 連 取 引 を 除 く)	—	—
そ の 他 の コ モ デ イ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ツ ・ デ リ バ テ ィ ブ	10	10
合 計	69	114

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
ク レ ジ ッ ツ ・ デ フ ォ ル ツ ・ ス ワ ッ プ	—	—	200	200
ト ー タ ル ・ リ タ ー ン ・ ス ワ ッ プ	—	—	—	—
合 計	—	—	200	200

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポートージャーに関する事項（第10条第4項第5号）

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポートージャーに関する次に掲げる事項（第10条第4項第7号）

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポートージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポートージャーの貸借対照表計上額	27,525	—	22,614	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポートージャーの貸借対照表計上額	1,304	—	1,334	—
合 計	28,829	28,829	23,949	23,949

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	503	503
関 連 法 人 等	—	—
合 計	503	503

ロ 出資等又は株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポートージャー

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	売 却 損 益 額	買 僨 却 損 益 額	2018年度	2019年度
売 却 損 益 額	1,074	—	1,074	1,517
買 僨 却 損 益 額	—	—	—	573

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は2018年度は4,224百万円、2019年度は△1,027百万円であります。

二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャー（第10条第4項第8号）

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーは、該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー

(単位：百万円)

	与信相当額	
	2018年度	2019年度
	7,180	53,066
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式		
マ ン デ ー ト 方 式	8	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 2 5 0 %)	—	—
合 計	7,189	53,066

金利リスクに関する事項（第10条第4項第9号）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E	V E	△ N	I I
		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	1,009	32	△1,194	
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	1,362	2,535	
3	ス テ イ 一 プ 化	2,533	16		
4	フ ラ ツ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 升	0	5		
6	短 期 金 利 低 下	1,210	697		
7	最 大 値	2,533	1,362	2,535	
		ホ		ヘ	
		2019年度		2018年度	
8	自 己 資 本 の 額		31,930		31,616

連 結 情 報

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第12条第4項第1号)

該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項 (第12条第4項第2号)

- イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
　　信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
1. 現 金	—	—
2. 我が国の中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—
3. 外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—
4. 国際決済銀 行 等 向 け	—	—
5. 我が国 の 地 方 公 共 団 体 向 け	—	—
6. 外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 門 向 け	8	8
7. 国際開発銀 行 向 け	—	—
8. 地方公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	18	9
9. 我が国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	139	107
10. 地 方 三 公 社 向 け	12	11
11. 金 融 機 関 及 び 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 者 向 け	80	83
12. 法 人 等 向 け	7,802	7,965
13. 中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 け	3,375	3,402
14. 抵 当 権 付 住 宅 口 一 ジ ャ ン	452	450
15. 不 動 产 取 得 等 事 業 向 け	3,176	3,073
16. 三 月 以 上 延 滞 等	5	7
17. 取 立 未 済 手 形	—	—
18. 信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	154	168
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出 資 等	965	980
(うち出資等のエクスポートージャー)	965	980
(うち重要な出資のエクスポートージャー)	—	—
21. 上 記 以 外	391	379
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー)	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー)	129	115
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートージャー)	—	—
(うち右記以外のエクスポートージャー)	261	263
22. 証 券 化	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—
23. 再 証 券 化	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	280	780
(うちルック・スル一方式)	280	780
(うちマングルート方式)	0	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—
(うちフオールバック方式)	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	12
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
合 計	16,878	17,441

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポートージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポートージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項目	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	21	26
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・アリバティのプロテクション提供)	53 2 — 0 —	48 2 — 0 —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	— — —	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 カレント・エクスポート・ジャーワ式 派生商品取引 外為関連取引 金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パートナー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポート・ジャーワ式 未決済取引	0 0 0 0 0 — — — — — 0 — — — — — — — — — —	1 1 1 0 0 — — — — 0 0 — — — — — — — — — — — — —
13.	76	77
14. 証券化エクスポート・ジャーワに係る適格流動性補完及び 適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポート・ジャーワ	—	—

CVAリスク、中央清算機関連エクスポート・ジャーワ

(単位：百万円)

C V A リ ス ク 中 央 清 算 機 関 関 連 エ ク ス ポ ー ツ ャ イ	所要自己資本の額	
	2018年度	2019年度
	1	2

ホ オペレーションalリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーションalリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーションalリスクに対する所要自己資本の額	2018年度	2019年度
うち基礎的手法	752	734
うち粗利益配分手法	752	734
うち先進的計測手法	—	—

ヘ 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

連結総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	2018年度	2019年度
17,708	18,255	

信用リスクに関する次に掲げる事項（第12条第4項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクspoージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクspoージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクspoージャー期末残高										3月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
国 内 計	775,854	728,922	494,484	508,471	158,010	100,277	69	114	421	331		
国 外 計	6,417	5,714			6,413	5,710	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	782,271	734,637	494,484	508,471	164,423	105,988	69	114	421	331		
製 造 業	56,850	52,729	39,132	38,404	12,018	9,808	—	—	80	11		
農 業、林 業	1,671	1,700	1,671	1,699	—	—	—	—	—	—		
漁 業	109	132	89	118	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	911	910	898	884	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	53,272	53,087	51,237	51,511	1,602	1,201	—	—	20	25		
電気・ガス・熱供給・水道業	11,942	12,121	8,933	8,960	2,104	2,099	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	3,253	2,602	1,837	1,681	901	400	—	—	—	—		
運 輸 業、郵 便 業	26,689	25,138	20,594	20,118	5,215	3,952	—	—	—	—		
卸 完 業、小 完 業	49,372	48,530	47,290	46,965	907	602	—	—	97	—		
金 融 業、保 険 業	118,152	104,786	8,730	9,335	45,360	36,891	65	94	—	—		
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	133,233	133,744	119,496	118,786	2,267	1,153	—	—	18	13		
各 種 サ ー ビ ス 業	83,064	86,615	82,330	85,974	—	150	—	—	31	86		
国・地方公共団体	114,214	79,466	17,090	25,959	94,045	49,730	—	—	—	—		
個 人	95,723	98,617	95,150	98,071	—	—	—	—	75	98		
そ の 他	33,811	34,454	—	—	—	—	4	20	96	96		
業 種 別 合 計	782,271	734,637	494,484	508,471	164,423	105,988	69	114	421	331		
1 年 以 下	209,989	204,202	133,399	139,360	14,303	8,065	4	74	53	35		
1 年 超 3 年 以 下	61,190	68,382	34,901	39,437	26,232	28,921	56	24	6	0		
3 年 超 5 年 以 下	119,988	68,983	50,558	44,815	69,421	24,152	8	15	1	18		
5 年 超 7 年 以 下	46,257	42,941	32,804	30,394	13,452	12,546	—	—	2	6		
7 年 超 10 年 以 下	65,070	68,840	56,468	65,207	8,601	3,632	—	—	23	9		
10 年 超	218,428	217,687	186,017	189,016	32,410	28,670	—	—	42	63		
期間の定めのないもの	61,347	63,599	333	238	—	—	—	—	290	196		
残 存 期 間 別 合 計	782,271	734,637	494,484	508,471	164,423	105,988	69	114	421	331		

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分けできないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分けできないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	2018年度	932	882	932	882
	2019年度	882	888	882	888
個 別 貸 倒 引 当 金	2018年度	1,145	1,090	1,145	1,090
	2019年度	1,090	1,112	1,090	1,112
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
合 計	2018年度	2,078	1,973	2,078	1,973
	2019年度	1,973	2,000	1,973	2,000

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内計	932	882	882	888	932	882	882	888
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	932	882	882	888	932	882	882	888
製造業	94	107	107	114	94	107	107	114
農業、林業	1	3	3	4	1	3	3	4
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	2	2	1	2	2	2
建設業	78	104	104	109	78	104	104	109
電気・ガス・熱供給・水道業	8	10	10	11	8	10	10	11
情報通信業	2	2	2	2	2	2	2	2
運輸業、郵便業	25	28	28	29	25	28	28	29
卸売業、小売業	274	83	83	88	274	83	83	88
金融業、保険業	10	13	13	15	10	13	13	15
不動産業、物品賃貸業	189	219	219	194	189	219	219	194
各種サービス業	100	135	135	140	100	135	135	140
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	105	129	129	134	105	129	129	134
その他の	40	42	42	40	40	42	42	40
業種別合計	932	882	882	888	932	882	882	888

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内計	1,145	1,090	1,090	1,112	1,145	1,090	1,090	1,112
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,145	1,090	1,090	1,112	1,145	1,090	1,090	1,112
製造業	209	205	205	166	209	205	205	166
農業、林業	100	—	—	—	100	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	165	170	170	166	165	170	170	166
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	5	5	8	5	5	5	8
卸売業、小売業	119	165	165	138	119	165	165	138
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	75	91	91	109	75	91	91	109
各種サービス業	242	240	240	310	242	240	240	310
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	76	78	78	59	76	78	78	59
その他の	150	133	133	152	150	133	133	152
業種別合計	1,145	1,090	1,090	1,112	1,145	1,090	1,090	1,112

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	2018年度	2019年度
製造業	291	473
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	181	111
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	19
運輸業、郵便業	2	2
卸売業、小売業	426	71
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	76	—
各種サービス業	128	62
国・地方公共団体	—	—
個人	48	3
その他の	—	—
業種別合計	1,155	744

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートジャヤについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャヤの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポートジャヤ

(単位：百万円)

	エクスポートジャヤの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	211,470	—	169,860
10%	—	78,215	—	71,429
20%	11,715	13,720	10,247	13,863
35%	—	32,293	—	32,145
50%	28,987	1,090	27,326	1,091
75%	—	112,096	—	113,079
100%	5,139	287,649	4,174	291,502
150%	—	41	—	60
250%	—	272	—	186
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	45,843	736,850	41,748	693,220

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポートジャヤ（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポートジャヤの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。

2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポートジャヤは、格付無しに含めて記載しております。

3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポートジャヤは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第12条第4項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤ

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤ	
	2018年度	2019年度
現 金 及 び 自 行 預 金	9,775	9,809
金	—	—
適 格 債 券	—	—
適 格 株 式	—	—
適 格 投 資 信 託	—	—
格 金 融 資 產 担 保 合 計	9,775	9,809
適 格 保 証	2,215	1,898
適 格 ク レ ジ シ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
適 格 保 証、適 格 ク レ ジ シ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ 合 計	2,215	1,898

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第12条第4項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポートジャヤ方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

グロス再構築コストの額の合計額	2018年度	2019年度
25	25	77

- ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

派 生 商 品 取 引	与信相当額	
	2018年度	2019年度
外 国 為 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	59	104
金 利 関 連 取 引	24	24
株 式 関 連 取 引	34	80
責 金 属 関 連 取 引（金 関 連 取 引 を 除 く。）	—	—
そ の 他 の コ モ デ イ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ シ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	10	10
合 計	69	114

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

- ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	2018年度	2019年度
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	69	114
差	69	114

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	2018年度	2019年度
派 生 商 品 取 引	59	104
外 国 为 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	24	24
金 利 関 連 取 引	34	80
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引 (金 関 連 取 引 を 除 く)	—	—
そ の 他 の コ モ デ イ テ イ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ シ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	10	10
合 計	69	114

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
ク レ ジ シ ッ ト ・ デ フ ォ ル ツ ・ ス ワ ッ プ	—	—	200	200
ト ー タ ル ・ リ タ ー ン ・ ス ワ ッ プ	—	—	—	—
合 計	—	—	200	200

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第12条第4項第6号）

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第12条第4項第8号）

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	27,587	—	22,668	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	813	—	843	—
合 計	28,400	28,400	23,511	23,511

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	—	—
関 連 ・ 法 人 等	—	—
合 計	—	—

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

売 却 損 益 額	2018年度		2019年度	
	売 却 損 益 額	2018年度	2019年度	2019年度
売 却 損 益 額	1,074	—	1,517	573
償 却 額	—	—	—	—

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は2018年度は4,256百万円、2019年度は△1,003百万円であります。

二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー（第12条第4項第9号）

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーは、該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー

(単位：百万円)

	与信相当額	
	2018年度	2019年度
ル ッ ク ・ ス ル 一 方 式	7,180	53,066
マ ン デ 一 方 式	8	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 2 5 0 %)	—	—
合 計	7,189	53,066

金利リスクに関する事項（第12条第4項第10号）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	口	ハ	ニ
		△ E	V E	△ N I I	
		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	1,123	32	△1,194	
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	1,226	2,535	
3	ス テ イ 一 プ 化	2,567	16		
4	フ ラ ツ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	5		
6	短 期 金 利 低 下	1,164	649		
7	最 大 値	2,567	1,226	2,535	
8	自 己 資 本 の 額	赤 2019年度		へ 2018年度	
		34,532		34,271	